

新 旧 対 照 表

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
 (昭和63年2月12日付け社庶第30号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知)

| 改正 | 現行 |
|---|--|
| <p style="text-align: right;">昭和63年2月12日 社庶第30号</p> <p>各 都道府県民生主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省社会局庶務課長 厚生省児童家庭局企画課長</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p>標記については「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)により通知されたところであるが、その取扱いの細則について下記のとおりとすることとしたので、御留意願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 業務従事期間の認定 (略)</p> <p>2 福祉に関する相談援助の業務の範囲 <u>(1) 局長通知別添1に掲げる者には、次の①及び②に掲げる者が含まれること。</u> <u>① 相談援助の業務を行うことが業務分掌上明確になっている相談員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員(相談員等、相談援助の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。)であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの</u> <u>② 当該施設又は事業における福祉に関する相談援助の業務以外の業務を兼務している職員(そのことが辞令により明確になっている職員に限る。)であって、</u></p> | <p style="text-align: right;">昭和63年2月12日 社庶第30号</p> <p>各 都道府県民生主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省社会局庶務課長 厚生省児童家庭局企画課長</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p>標記については「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)により通知されたところであるが、その取扱いの細則について下記のとおりとすることとしたので、御留意願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 業務従事期間の認定 (略)</p> <p>2 福祉に関する相談援助の業務の範囲 局長通知別添1に掲げる者には、当該施設又は事業における福祉に関する相談援助の業務以外の業務を兼務している職員(そのことが辞令により明確になっている職員に限る。)であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるものが含まれること。</p> |

その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの

3 介護等の業務の範囲

(1) 局長通知別添2の1に掲げる者には、次の①から③までに掲げる者（③については介護等の業務に従事している期間に限る。）が含まれること。

- ① 介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている生活支援員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員（介助員等、介護等の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。）であって、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- ② 当該施設又は事業における介護等の業務以外の業務を兼務している職員（そのことが辞令により明確になっている職員に限る。）であってその主たる業務が介護等の業務であるもの
- ③ 当該施設又は事業所の長であって介護等の業務を兼務しているもの

(2) 局長通知別添2の1の(1)に掲げる者には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の委託（肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に係るものに限る。）又は同法第27条第2項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者が含まれること。

また、局長通知別添2の1の(1)及び(29)に掲げる者には、介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている児童指導員であって、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

(以下、略)

3 介護等の業務の範囲

(1) 局長通知別添2の1に掲げる者には、次の①から③までに掲げる者（③については介護等の業務に従事している期間に限る。）が含まれること。

- ① 介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている生活支援員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員（介助員等、介護等の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。）

②・③ (略)

(2) 局長通知別添2の1の(1)に掲げる者（以下「(1)の者」という。）には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の委託（肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に係るものに限る。）又は同法第27条第2項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者が含まれること。

(以下、略)